

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 昭和51年6月29日告示第4号</p>	<p>○軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 昭和51年6月29日告示第4号</p>
<p>1 総則 (趣旨)</p>	<p>1 総則 (趣旨)</p>
<p>第1 この要綱は、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例（昭和33年軽井沢町条例第9号）の目的を達成するために、これらの施策に関する町長、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>	<p>第1 この要綱は、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例（昭和33年軽井沢町条例第9号）の目的を達成するために、これらの施策に関する町長、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>
<p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 保健休養地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域を基準とし、町長が別に定める地域をいう。 (2) 季節営業者 事業者のうち主として夏期に営業を行う者をいう。 (町長の責務)</p>	<p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 保健休養地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域を基準とし、町長が別に定める地域をいう。 (2) 季節営業者 事業者のうち主として夏期に営業を行う者をいう。 (町長の責務)</p>
<p>第3 町長は、この要綱の趣旨の周知徹底を図るため、事業者、町民、滞在者等及び関係機関の協力を得て、基本的な施策を講じ、総合的な行政の運営を図るものとする。</p>	<p>第3 町長は、この要綱の趣旨の周知徹底を図るため、事業者、町民、滞在者等及び関係機関の協力を得て、基本的な施策を講じ、総合的な行政の運営を図るものとする。</p>
<p>第4 町長は、これらの施策及び実施に当たっては、風俗審議会等の関係機関の意見を求めるものとする。 (事業者の責務)</p>	<p>第4 町長は、これらの施策及び実施に当たっては、風俗審議会等の関係機関の意見を求めるものとする。 (事業者の責務)</p>
<p>第5 事業者は、その事業活動によって善良な風俗をそこない、清潔な環境を侵害しないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。</p>	<p>第5 事業者は、その事業活動によって善良な風俗をそこない、清潔な環境を侵害しないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。</p>
<p>第6 事業者は、町の歴史的背景とそのおかれている立場を十分に理解し、この要綱に反しないよう常に配慮するとともに、良き風俗、清らかな環境</p>	<p>第6 事業者は、町の歴史的背景とそのおかれている立場を十分に理解し、この要綱に反しないよう常に配慮するとともに、良き風俗、清らかな環境</p>

改正後	改正前
を阻害しないよう最大の努力をしなければならないものとする。	を阻害しないよう最大の努力をしなければならないものとする。
<p>第7 事業者は、町長その他行政機関が実施するこれらに関する施策に協力しなければならないものとする。</p> <p>(住民の責務)</p>	<p>第7 事業者は、町長その他行政機関が実施するこれらに関する施策に協力しなければならないものとする。</p> <p>(住民の責務)</p>
<p>第8 住民は、先人が築きあげたこのかおり高い良き伝統を、後世に守り伝えることの意義を深め、地域の清らかな環境の確保に努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力しなければならないものとする。</p>	<p>第8 住民は、先人が築きあげたこのかおり高い良き伝統を、後世に守り伝えることの意義を深め、地域の清らかな環境の確保に努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力しなければならないものとする。</p>
<p>第9 町内の別荘、宿泊施設その他の施設に滞在し、又は利用する者は、保健休養をしている者等の迷惑をおよぼす行為を慎しみ、清潔な生活環境を守るよう努めなければならないものとする。</p> <p>2 静穏の保持</p> <p>(拡声放送の届出)</p>	<p>第9 町内の別荘、宿泊施設その他の施設に滞在し、又は利用する者は、保健休養をしている者等の迷惑をおよぼす行為を慎しみ、清潔な生活環境を守るよう努めなければならないものとする。</p> <p>2 静穏の保持</p> <p>(拡声放送の届出)</p>
<p>第10 騒音の防止を図るため、営業宣伝のための拡声放送を行うとする者は、放送開始の7日前までに、拡声放送の届出書(別記様式)により町長に届け出なければならないものとする。</p> <p>(規制基準の遵守)</p>	<p>第10 騒音の防止を図るため、営業宣伝のための拡声放送を行うとする者は、放送開始の7日前までに、拡声放送の届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならないものとする。</p> <p>(規制基準の遵守)</p>
<p>第11 拡声放送をする者は、拡声放送の規制基準(別記)を遵守しなければならないものとする。</p> <p>(深夜営業等の静穏の保持)</p>	<p>第11 拡声放送をする者は、拡声放送の規制基準(別記第1)を遵守しなければならないものとする。</p> <p>(深夜営業等の静穏の保持)</p>
<p>第12 深夜における静穏の保持のため、営業を営み又は作業を行う者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時まで)において当該営業を営み、又は作業を行うことによって付近の静穏をそこなう行為をし、若しくは風紀を乱す行為をしてはならないものとする。</p> <p>(夜間の静穏の保持)</p>	<p>第12 深夜における静穏の保持のため、営業を営み又は作業を行う者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時まで)において当該営業を営み、又は作業を行うことによって付近の静穏をそこなう行為をし、若しくは風紀を乱す行為をしてはならないものとする。</p> <p>(夜間の静穏の保持)</p>
<p>第13 何人も夜間(午後9時から翌日午前6時まで)においては、みだりに付近の静穏をそこなう行為をし、又はさせてはならないものとする。</p> <p>(保健休養地域での静穏の保持)</p>	<p>第13 何人も夜間(午後9時から翌日午前6時まで)においては、みだりに付近の静穏をそこなう行為をし、又はさせてはならないものとする。</p> <p>(保健休養地域での静穏の保持)</p>
第14 何人も、保健休養地域内の道路、その他公共の場所又は他人の所有地	第14 何人も、保健休養地域内の道路、その他公共の場所又は他人の所有地

改正後	改正前
<p>内において、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならないものとする。</p> <p>(1) 自動車等を長時間駐車させ、又は宿泊の用に供すること。</p> <p>(2) 自動車等を必要以上に原動機を始動のまま停車させておくこと。</p> <p>(3) 自動車等を集団で走行し、必要以上に警笛を鳴らし高音を発すること。</p> <p>(4) 携帯ラジオ等による高音を発し、又は高吟し付近の静穏をそこない風紀を乱すこと。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>内において、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならないものとする。</p> <p>(1) 自動車等を長時間駐車させ、又は宿泊の用に供すること。</p> <p>(2) 自動車等を必要以上に原動機を始動のまま停車させておくこと。</p> <p>(3) 自動車等を集団で走行し、必要以上に警笛を鳴らし高音を発すること。</p> <p>(4) 携帯ラジオ等による高音を発し、又は高吟し付近の静穏をそこない風紀を乱すこと。</p> <p><u>3 交通安全の保持</u> <u>(貸自転車を行う者の届出)</u></p> <p><u>第15 貸自転車を行う者(営業を目的としない者を含む。以下「貸出者」という。)は貸自転車事業届出書(様式第2号)、貸自転車事業(支店・出張店)届出書(様式第2号—1)により町長に届け出なければならないものとする。</u></p> <p><u>(貸自転車を行う者の安全義務)</u></p> <p><u>第16 貸出者は、交通安全を確実に推進するため、常に貸出し車両の整備に努めなければならないものとする。</u></p> <p><u>第17 貸出者は、利用する者に対し、貸自転車の遵守事項(別記第2)に掲げる事項を遵守させなければならないものとする。</u></p>
<p><u>3 季節営業者に関する規制</u> (季節的営業者の義務)</p> <p><u>第15 季節営業者は、保健休養地にふさわしい健全な営業を行うよう努めなければならないものとする。</u> (家屋、敷地の所有者の協力義務)</p> <p><u>第16 家屋、敷地の所有者は、不健全な営業、公序良俗をそこなう営業等により清潔な環境を害するおそれのある者にその家屋、敷地等を貸付ないよう協力しなければならないものとする。</u></p> <p><u>4 公序良俗の保持</u></p>	<p><u>4 季節営業者に関する規制</u> (季節的営業者の義務)</p> <p><u>第18 季節営業者は、保健休養地にふさわしい健全な営業を行うよう努めなければならないものとする。</u> (家屋、敷地の所有者の協力義務)</p> <p><u>第19 家屋、敷地の所有者は、不健全な営業、公序良俗をそこなう営業等により清潔な環境を害するおそれのある者にその家屋、敷地等を貸付ないよう協力しなければならないものとする。</u></p> <p><u>5 公序良俗の保持</u></p>

改正後	改正前																
<p>(服装等の制限)</p> <p>第17 何人も町内において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。</p> <p>(1) 極端に露出した服装や、室内着で外出しないこと。</p> <p>(2) 著しく悪臭を発散させ、又は騒音を発し、あるいは高吟して近隣の者に不快の念をおこさせ、若しくは迷惑をかけること。</p> <p>(3) 公園地、公共広場等に集団で占拠して、他の利用者に迷惑をかけること。</p> <p>(4) その他公序良俗に反し、風紀を乱さないこと。</p> <p>別記 (第10関係)</p> <p>拡声放送の規制基準</p> <table border="0"> <tr> <td>1 拡声機設置の高さ</td> <td>地上6メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2 放送時間</td> <td>午前8時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>3 音量</td> <td>70ホーン以内とする。</td> </tr> <tr> <td>4 禁止区域</td> <td>学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域</td> </tr> </table>	1 拡声機設置の高さ	地上6メートル以下	2 放送時間	午前8時～午後6時	3 音量	70ホーン以内とする。	4 禁止区域	学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域	<p>(服装等の制限)</p> <p>第20 何人も町内において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。</p> <p>(1) 極端に露出した服装や、室内着で外出しないこと。</p> <p>(2) 著しく悪臭を発散させ、又は騒音を発し、あるいは高吟して近隣の者に不快の念をおこさせ、若しくは迷惑をかけること。</p> <p>(3) 公園地、公共広場等に集団で占拠して、他の利用者に迷惑をかけること。</p> <p>(4) その他公序良俗に反し、風紀を乱さないこと。</p> <p>別記第1 (第10関係)</p> <p>拡声放送の規制基準</p> <table border="0"> <tr> <td>1 拡声機設置の高さ</td> <td>地上6メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2 放送時間</td> <td>午前8時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>3 音量</td> <td>70ホーン以内とする。</td> </tr> <tr> <td>4 禁止区域</td> <td>学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域</td> </tr> </table>	1 拡声機設置の高さ	地上6メートル以下	2 放送時間	午前8時～午後6時	3 音量	70ホーン以内とする。	4 禁止区域	学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域
1 拡声機設置の高さ	地上6メートル以下																
2 放送時間	午前8時～午後6時																
3 音量	70ホーン以内とする。																
4 禁止区域	学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域																
1 拡声機設置の高さ	地上6メートル以下																
2 放送時間	午前8時～午後6時																
3 音量	70ホーン以内とする。																
4 禁止区域	学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域																
<hr/>	<p>別記第2 (第17関係)</p> <p>貸自転車の遵守事項</p> <p><u>1 自転車専用道路及び関係機関が推奨するコースを走行すること。</u></p> <p><u>2 常に交通安全を認識し、交通法規を守ること。</u></p> <p><u>3 自転車は身体に合ったもので、これに適した服装とすること。</u></p> <p><u>4 急坂路や混雑する場所は下車し、下り坂、砂利道は減速する等走行には十分注意すること。</u></p> <p><u>5 初心者は、貸出者の指導を受けてから道路に乗り出すこと。</u></p>																

改正後

別記様式 (第10関係)

拡声放送の届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所
氏名

軽井沢町の善良な風俗を維持するための要綱第10の規定により、拡声放送について次のとおり届け出ます。

目的 (名称)		
行為地		
拡声放送の方法		
都市計画法による区域		
騒音発生施設の状況	名称	
	種類及び型式	
	規模(能力)	
	数量	
施設設置の置	設置年月日	年 月 日
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の方法	1日の使用時間	午前 時から 午前 時まで
	使用回数	回/時 日/回
	敷地境界線の騒音(最高値)	ホーン
騒音の防止方法		
添付書類	1 敷地境界線の騒音測定図 2 拡声放送の範囲図	
摘要		

- (備考) 1 この届出書の有効期間は1年を超えないものとし翌年3月31日までとする。
2 騒音防止の方法欄は、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記載する。

改正前

様式第1号 (第10関係)

拡声放送の届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所
氏名

軽井沢町の善良な風俗を維持するための要綱第10の規定により、拡声放送について次のとおり届け出ます。

目的 (名称)		
行為地		
拡声放送の方法		
都市計画法による区域		
騒音発生施設の状況	名称	
	種類及び型式	
	規模(能力)	
	数量	
施設設置の置	設置年月日	年 月 日
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の方法	1日の使用時間	午前 時から 午前 時まで
	使用回数	回/時 日/回
	敷地境界線の騒音(最高値)	ホーン
騒音の防止方法		
添付書類	1 敷地境界線の騒音測定図 2 拡声放送の範囲図	
摘要		

- (備考) 1 この届出書の有効期間は1年を超えないものとし翌年3月31日までとする。
2 騒音防止の方法欄は、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記載する。

改正後

改正前

様式第2号 (第15関係)

貸自転車事業届出書

受付番号 号

受付年月日 年 月 日

軽井沢町長 様

事業者住所

氏名

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱第15の規定により届け出ます。

事業所名			電話				
事業所の所在地							
事業内容	取り扱い自転車メーカー名						
	自転車保有台数	普通車	台	ダンデム車	台	子供車	台
	資本金等の額						
	事業開始年月日	年 月 日		従業員数	名		
	店舗構造		店舗面積	m ²	敷地面積	m ²	
自転車防犯登録	有 ・ 無		登録台数	台			
便所	有 ・ 無		練習場所	有 ・ 無			
支店・出張所の有無	有 (カ所) 無						
摘要							

- (備考) 1 この届出書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間有効とする。
 2 支店・出張所がある場合は、様式第2号—1により、支店、出張所、各1カ所ずつ書類を提出する。
 3 提出書類 (ア) 店舗敷地内の配置図
 (イ) 店舗付近の見取図
 (ウ) 自転車防犯登録済書 (支店、出張店がある場合は、これも含める。)

改正後

改正前

様式第2号—1 (第15関係)

貸自転車事業 (支店・出張店) 届出書

受付番号 号

受付年月日 年 月 日

軽井沢町長 様

事業所 住所

氏名

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱第15の規定により届け出ます。

事業所名					電話		
事業所の所在地							
本店事業所名					電話		
本店事業所の所在地							
事業内容	自転車保有台数	普通車	台	ダンデム車	台	子供車	台
	事業開始年月日				従業員数	名	
	店舗構造			店舗面積	m ²	敷地面積	m ²
便所	有	無	練習場所		有	無	
摘要							

- (備考) 1 この届出書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間有効とする。
 2 この届出書は、支店・出張所をもっている事業所が、本店とは別に届出をするためのものである。
 3 提出書類
 (ア) 店舗・敷地内の配置図
 (イ) 店舗附近の見取図